

○岡本（あ）委員 今御答弁いただいた点ですけれども、子供は重症化するリスクが少ないというのであれば、なぜ小学校、中学校を休校したんでしょうか。やはり、子供たちには感染のリスク、感染が広がる可能性も非常にある。あと、その時点ではまだ子供たちがどういうふうになるのかわからない、その中でもぜひ保育所は開業していただきたい、加藤大臣はそうされたと思っています。保育の現場、三歳未満の子はマスクもできません、だっこをする、三密は絶対避けられない環境で働かざるを得ない。既におおよそ五十カ所の保育所で感染があった、そういう報告もございます。

そして、先ほど包括支援交付金で対応していくかのような御答弁がありましたけれども、これは保育者に対して大変失礼だと思います。マスク、消毒、衛生用品と同じ位置づけで手当もつけていいよ、そんな位置づけになると思います。

改めて、やはり、この慰労金、ちゃんと感謝と慰労するという位置づけでの手当の予算を組むよう強く求めさせていただきます。

法案に移らせていただきます。

まず、資料の一、衆法ですけれども、閣法に対して不十分な点を補う形で衆法が提案されたものと受けとめ、確認も含めて質問させていただきます。

資料二の右側の仮称の制度のとおり、閣法では支援金は休業手当を受け取っていない労働者が対象ですが、資料一の赤線のとおり、衆法では賃金、減収に着目をしています。先ほどの提案理由にもございましたが、登録型の派遣労働者、もしかしたら月ごとにシフトを決めて働いている者などは今回の閣法では対象とならないのではとの懸念があります。

衆法では、救済できる対象者を具体的にどう想定しているのか、また、対象者数としてどの程度の規模を想定しているのか、伺います。

○山井議員 御質問ありがとうございます。

政府の法案に関しましては正確には政府に質問していただきたいとは思いますが、私たち野党としても、登録型の派遣労働者や月ごとにシフトで決めて働いておられる方々も、幅広く、ぜひ政府の閣法でも対象にしていただきたいと心から願っております。線引きをしないでいただきたい。

ちなみに、私たちが提出しました議員立法におきましては、基本的に賃金、収入の減少のみを要件としているため、登録型派遣の方も、シフトを減らされたことにより収入が減少したパート、アルバイトの方々も、賃金が二割以上減少した者であれば支給対象となります。

そして、何人ぐらいが対象かということですが、約二割以上賃金が減少する方が約一割というふう考えた場合は、約五百九十四万人ぐらいが議員立法の対象者ではないかと考えております。

ちなみに、漏れ聞くところでは、閣法は六十万人ぐらいが対象じゃないと言われておりますので、そういう意味では約十倍かと思いますが、とにかく四月だけでも休業者が五百九十七万人もおられるわけですから、政府案そして議員立法を議論する中で、より多くの対象の方々に今回の休業支援金が行くように私たちは心から願っております。

○岡本（あ）委員 今の説明でも、対象者が十倍近く違う。やはり、仕事で収入を失う、あるいは減少する、そういう方々を広く救済していただきたい、そう願っております。

続いて、閣法では、休業させられていることが条件となっており、雇用主の意向に大きく左右されることとなります。実際、大企業でも、非正規労働者は休業手当の対象にせず支払われない事例、六割未満の少額の休業手当しかもらえない、そういう事例も聞いています。泣き寝入りになっているのではないのでしょうか。衆法ではこの点をどう見ているのか、お答えください。

○山井議員 私たちも、このたびの閣法については趣旨としては賛成でありますし、評価はしております。ただし、残念ながら対象が非常に狭過ぎるのではないかと懸念をしております。そういう意味では、中小企業の被用者に限定した運用ということでは、やはり大企業の被用者は泣き寝入りの状態になってしまいます。

さらに、私たちの議員立法におきましては、休業前の賃金の八割の差額分の労働者生活支援の給付金を受け取れるようにしております。その意味では、労働者にとりましては、中小企業で働こうが、大企業で働こうが、休業になって休業手当が払われなければ困窮していることに変わりがないわけでありますから、ぜひともここは、修正をしてでも、閣法において大企業の休業の方々に支援金が払われるようになっていただきたいというふうに思っております。